

日本古代の放鷹の技術と形象に関する覚書(その四)

— 餌取法師往生説話から —

秋吉 正博

A Note on Techniques and Images of Hawking and Falconry in Ancient Japan (part 4)

AKIYOSHI, Masahiro

キーワード: 餌取法師、馬牛の肉、主鷹司、京職、検非違使

一、はじめに

本稿までの経緯をたどると、最初の稿とその二の稿では、日本古代の放鷹の技術の一端を読み取れる史料を取り上げ、放鷹にまつわる伝承としての側面を重視することで、史料上の空想的な要素を意識しながら、放鷹の担い手の身分とその環境に注目して、放鷹の技術的な要素とその背景を読み解くことを試みた。その三の稿では、『大鏡』の「昔物語」を取り上げ、宇多天皇・醍醐天皇の放鷹にまつわる話に注目して、平安期の天皇と殿上人の放鷹をめぐる捉え方の複雑さを指摘した⁽¹⁾。

本稿では、前稿で注目した平安期の天皇と殿上人の放鷹をめぐる捉え方の背景と一脈通じる材料として、平安期の餌取法師往生

説話に注目する。放鷹に関係する餌取の活動に依存して食物を得ていた法師たちの存在を手掛かりに、餌取に関する先行研究を参照しつつ、奈良・平安期の放鷹を支えた餌取の位置づけを考えてみたいと思う。

二、餌取法師往生説話と馬牛の肉

『今昔物語集』巻十五には、平安期に様々な身分や立場の人間たちが往生した様子を物語る説話が並んでいる。

本稿に関連して注目されるのが、餌取法師の往生を説いた説話である。まず、餌取法師往生説話群の形成過程を分析した平林盛得氏の研究を参照する⁽²⁾。

『今昔物語集』卷十五の肉食・妻帯をする法師たちの往生説話のうち、鎮西餌取法師説話（浄尊説話）、菓延説話は『大日本国法華驗記』卷中・第七五の浄尊説話、卷下・第九四の菓延説話から取材しているが、北山餌取法師説話は『大日本国法華驗記』から直接取材していない。『大日本国法華驗記』卷中・第七五の浄尊説話が最初に成立し、次に卷下・第九四の菓延説話が成立し、これらの説話を受けて、『今昔物語集』卷十五の北山餌取法師の説話が成立した、ということが明らかにされている。

餌取法師往生説話は、叡山によって重視されていた法華経の信仰や念仏修行を宣揚する役割を担っていた。餌取法師たちは自ら出家した者であり、殺生や肉食妻帯をしても、法華経を信仰していれば、または念仏を唱えていれば往生できると説くことを目的としていた。それらの説話群は、『大日本国法華驗記』に収められた説話群と共通した背景をもち、叡山文化圏に関する僧侶たちが各地の説法で活用するなかで、一つの話型として意識されていた。しかし、浄尊説話や菓延説話に基づき、北山餌取法師説話が成立すると、法華経を誦持して往生する説話から、念仏をもっぱら唱えて往生する説話へ変貌したことは、十世紀末から十一世紀初めにかけての叡山の念仏重視への変化を反映していたと考察されている。

また、永藤靖氏は、平林氏の研究を踏まえて、奈良・平安期の仏教説話集や往生伝から、殺生・肉食をしながらも往生した法師

たちの説話群に注目すると、説話の描写を分析して、平安初期の『日本靈異記』では仏教の殺生戒を意識して生き物の殺生を忌む説話を重視していたが、平安中後期の往生伝や説話集では殺生と肉食を忌む説話を重視するようになったという、殺生と肉食をめぐる思想・信仰の変化を指摘されている⁽³⁾。特に餌取法師往生説話を取り上げ、餌取法師は殺生をしていないものの、肉食（および妻帯）をしていたことに焦点を当てていた。餌取法師たちの背景については、『大日本国法華驗記』の浄尊説話を手掛かりに読み解き、彼らはもともと猪・鹿等を狩る猟師を生業としていたが、次第に殺生を忌むようになって自ら法師となり、猟師を廃業したものの、たとえば、狩猟の代わりに田畑を耕すと、土中の生き物を殺してしまうため、殺生の罪を犯すことにならない、という深い悩みを抱えていた。他に生活の資となる生業もないため、山間部に住んだまま、止むを得ず餌取が馬牛の死骸を処理する際に取り残した肉をもらって煮て食べ、命を繋いでいた、と考察されている。

両氏の研究を参照して餌取法師往生説話を改めて読み直すと、法師たちの日常的な食べ物、次のような表現になっていた。『大日本国法華驗記』の浄尊説話⁽⁴⁾では、浄尊が「於世間無恠望食」として「所謂牛馬死骸肉」を食べて命を繋いでいると述べており、この説話を原話として成立した『今昔物語集』の鎮西餌取法師説話では、浄尊が「世間に人の望み離たる食」としての「所謂牛

馬の肉村」を食べてきたと述べている。北山餌取法師説話では、法師自身が「餌取の取残したる馬牛の肉」を食して命を養ってきたと述べている。彼らが馬牛の肉を常食することで、生き抜いてきたことに注目できる。餌取法師往生説話の比較的新しい形といえる北山餌取法師往生説話を引用しよう(5)。

今昔、比叡の山の西塔に延昌僧正と云ける人の、未だ下藪にて修行じける時に、京の北山の奥に独り行けるに、大原山の西北の方に当て深き山を通けるに、「人里や有る」と思て行くに、人里も見えず。而るに、西の谷の方に髻に煙を見付たり。「人の有る所なめり」とて喜び思て、忿ぎ歩び行く。近く寄て見れば、一の小さき家有り。寄て人を呼べば、一人の女出で来たり。僧を見て、「此れは何人ぞ」と問へば、答て云く、「修行者の山に迷ひたる也。今夜許宿し給へ」と。人家の内に入れつ。

僧入て見れば、柴を茹て積置たり。僧其の上に居ぬ。暫許有て、外より人入り来る。見れば、年老たる法師の物を荷ひて持来て、打置て奥の方に入ぬ。有つる女出来て、其の結たる物を解き、刀を以て小さく切つ。鍋に入れて煮る。其の臭き事無限し。吉く煮て後、取り上て切りつ、此の法師と女と二人して食ふ。其後、小さき鍋の有るに水を汲入れて、下に大きな木を三筋許差合せて火を燃やし立て、此の女は法師の妻也ければ、妻夫臥ぬ。「早う、馬牛の肉を取り持来て食ふ

也けり。奇異く、餌取の家にも来にけるかな」と怖ろしく思て、寄り臥て夜を明さむと思ふに、後夜に成る程に、聞けば、此の法師起ぬ。涌し儲たる湯を頭に汲み懸て沐浴し、其後に別に置たる衣を取て着て、家を出ぬ。怪く思て、僧、窃に出て、法師の行く所を見れば、後の方に小さき庵有り、其れに入ぬ。僧窃に立聞けば、此法師火を打て、前に灯し付て、香に火を置つ。早う、仏の御前に居て、弥陀の念仏を唱て行也けり。僧此れを聞くに、此る奇異き者と思つるに、此く行へば、極て哀れに貴く思ひ成ぬ。

夜明け離る時に、行ひ畢て庵を出づるに、僧値て云く、「賤人と思ひ奉つるに、此く行ひ給ふは何なる事ぞ」と。餌取の法師答て云、「己は奇異く弊き身に侍り。此侍る女は己が年来の妻也。亦、可食き物の無ければ、餌取の取残したる馬牛の肉を取り持来て、其れを噉て命を養て過ぎ侍る也。而るに、念仏を唱ふるより外に勤むる事無してなむ、年来に成ぬる。死なむ時は必ず告げ奉らむ。亦、己れ死なむ後には、此の所をば寺を起給へ。今日譲り奉りつ」と契を成して、修行者其の所を出て所々に修行じて、比叡山の西塔の房に返ぬ。

其の後、年月積て、修行者も止事無く成て有る間に、此餌取が契し事皆忘れて、西塔の房に有に、三月の晦方に夢に、西の方より微妙音楽の音空に聞ゆ。漸く房前に近付て、房の戸叩く。「誰そ、此の房戸叩くは」と問へば、答て云く、「先

年に北山にして契り申し、乞丐に侍り。今此の界を去て、極楽の迎へを得て参侍る也。其の由を告げ申さむが為に、契り申し、事なれば、態に参て申す也」と云て、遙に西を指て楽の音去ぬ。「出て値はむ」と思て、忿ぎ起く、と思ふ程に、夢覚ぬ。

驚き怪で、夜明けて後弟子の僧を呼て、彼の北山を教へて遣て令見む。僧彼の所に行て見に、妻一人泣々居たり。妻の云く、「我が夫は今夜の夜半に、貴く念仏を唱へて失ぬ」と。弟子此を聞て、返て其の由を師に申す。師此を聞て、涙を流して貴ぶ事無限。其後、延昌僧正、村上の天皇に此の由を申て、其所に寺を起たり。補陀落寺と名付く。

然れば、此を聞く人、「食に依ては往生の妨と不成ず。只念仏に依て極楽には参る也けり」と皆知けり。延昌僧正も亦、其の後念仏を唱へ、善根を修して極楽往生しけり、となむ語り伝へたるとや。

北山餌取法師の説話は、叡山の延昌僧正による北山補陀落寺開創の由来譚となっていたが、平林氏は、この由来譚を叡山の僧侶たちによる創作であったと推測され、餌取法師の信仰の様子と話型の変容に注目されていた。

北山餌取法師の説話の原形というべき鎮西餌取法師の説話の引用は、ここでは省略するが、改めて北山餌取法師の説話と鎮西餌取法師の説話を讀むと、北山餌取法師の説話でも、鎮西餌取法師

の説話でも、山間部の餌取法師の家を訪れた僧は、餌取法師が持ってきた馬牛の肉を煮る臭いを嗅いで、餌取の家に来たのかと思つたが、餌取法師が法華經の誦持や念仏の修行をしていることを知つて、尊く思つたという。このような描写は訪れた僧の生活習慣と餌取法師の生活習慣の違いが垣間見える。訪れた僧は牛馬の肉を煮る臭いを嗅いだことがあり、巷間ではそれほど珍しいものではないことや、僧となつてからは臭いを避けるようにしてきたことがうかがえる。馬牛の肉は、多くの人々が常食しておらず、常食していたのは餌取の人々であつたという意味であろう。但し、餌取法師自身の言葉によると、彼は餌取のものではない。餌取の業務は後述のように、馬牛の死骸を解体処理して、必要な皮、肉(宍)、胆などを取ることになつていたのであり、餌取法師たちは、餌取の取り残しの肉をもらつてきたというわけである。

餌取と餌取法師との関係の實際を調べることは難しいが、手掛かりの一つとして、餌取が従事していた馬牛の解体処理の様子を記された史料がある。最もよく知られた史料は、『左経記』長和五年正月二日条(。)であろう。

(前略)同日於殿上、右衛門権佐頼任朝臣語云、今朝於左府侍所、伊豆前司陳隆語云、或人元正料宛牛一頭令勞飼之間、昨慮外斃之、河原人等来向、剥取件牛之間、腹綿中有黒玉、即河原人等取之去之者、余聞件事、即令尋召件河原人、有相惜氣、依加勘責出件玉見之、已牛黄也、感悦尤深々、即取出

自懷中令見余、大如卵子、其色黒、此事古語有風聞、令見之
稀有人稀有也、仍記之、(後略)

『左経記』は、十一世紀前半の参議左大弁源経頼の日記である。

長和五年正月二日の記事の該当箇所の大意は、次のようなことである。私は殿上で右衛門権佐頼任朝臣から或る話を聞いた。頼任朝臣が語ったことには、「左府侍所で伊豆前司陳隆がこんなことを話してくれた。或る人が元正料に充てる牛一頭を飼育していたが、昨日、思いがけずその牛が死んでしまった。河原人等がやって来て、牛の皮を剥ぎ取っていたとき、牛のはらわたの中に黒い玉があった。すると、河原人等がこれを取り、持ち去ったという。私(頼任朝臣)はこの件を聞いて、すぐに先の河原人を探させて召し出した。この河原人は惜しんでいる様子であったため、勘責を加えると、黒い玉を差し出した。見たところ、これは牛黄であったから、非常に嬉しい。」と言うと、懷中より取り出して、私(源経頼)に見せた。大きさは卵子のようで、その色は黒かった。このことは古くから聞くことはあったが、実際に牛黄を見ることは滅多にない。よって、これを日記に記録しておく、と書き留めている。

この件は、平安京内で起きたことであるが、牛黄を入手すること自体が非常に珍しかったようである。記事の中では、牛が飼育中に斃れると、その牛を解体処理していたこと、解体処理の担当者「河原人等」であったことがわかる。牛の解体処理の様子も

多少読み取れる。まず牛の皮を剥ぎ取り、次に、牛のはらわたの中を確認したことがわかる。はらわたの中から見つけた黒い玉は、胆嚢の中にある胆石のことであり、牛黄と呼ばれていた。牛黄はよく知られているように、薬の材料となった貴重なものである。『左経記』の「河原人」が、餌取とかかわりの深いものであったと考えられることは、これまでの社会史・部落史の研究の中で、餌取法師往生説話のほか、『塵袋』のキヨメとエタの語源に関する記事(7)をはじめとして、複数の史料に基づいて推測されている。

もう一つ重要なことは、「河原人」を召し出して牛黄を差し出させた「頼任朝臣」(藤原頼任)の官職が「右衛門権佐」とある点である。「右衛門権佐」は検非違使になる人が兼官する官職であった。『左経記』のこの記事は、「河原人等」が検非違使によって管轄されていたことを示している。

さて、「河原人等」は、牛の皮を剥ぎ取り、黒い玉(牛黄)を取り去ったが、それ以上の作業の様子は書かれていない。この記事を利用する研究では、通常は「河原人等」が解体した牛の部位をまとめて持ち去り、さらに解体処理した場所を清掃した、というように想像されていると思うが、詳しい作業の様子は不明である。

『今昔物語集』の北山餌取法師説話において、餌取の取り残しの馬牛の肉があったと餌取法師の口から語られていたが、餌取すなわち河原人が必要な皮、肉、胆などを取った後の死骸の処理に関しては、あまり注目されていない。取り残しの肉などの部位がそ

の場に残されていたのか、取り残しの肉などの部位を餌取（河原人）以外の餌取法師のような人々が貰うことができたのか、ということとは必ずしも明らかではないのである。

そこで、『今昔物語集』の編者が、彼ら法師たちを、餌取法師と称していることに注目しなければならない。法師たち自身が餌取ではないと述べているのに、餌取法師と称していたのは何故だろうか。その疑問と同時に、餌取法師はそもそも餌取ではないのだろうか、という疑問も抱かせる。餌取に関する史料とそれに関連する先行研究を参照しながら考えていきたいと思う。

三、平城京の餌取と放鷹司・京職

餌取に関しては、喜田貞吉氏以来の社会史・部落史による成果がある。これまでの研究では、平安初期から中世までの各種の史料をもとに、餌取は鷹の餌を調達して準備する者を意味していた、と解するのが共通した見解であるものの、律令体制初期の史料には明確に出てこないという特徴がある。

たとえば、職員令主鷹司条(8)では、「正一人、掌、調習鷹犬一事、令史一人、使部六人、直丁一人、鷹戸」とあるように、主鷹司は鷹・犬を調習することを仕事としていた。その人員の構成は、主鷹正一人、主鷹令史一人という四等官のほか、使部六人、直丁一人、鷹戸が所属するというが、餌取という名称は見えない。

喜田氏は、鷹戸が鷹・犬を調習するために必要な鷹飼、犬飼、餌取を含む集団であったと解していた。また、鷹・犬の調習の実務に従事したと思われる鷹戸は、喜田氏によって官司に対して隷属性の強い雑戸の身分と解されていたが、その後の研究史の間で、雑戸よりも官司に対する隷属性が弱く、良民との通婚を許された品部の身分であったと訂正されている。喜田氏以来、鷹戸は鷹飼、犬飼、餌取を含むような集団であったと考えられてきたわけであるが、鷹戸が鷹飼のほか、犬飼、餌取を含んでいた集団として把握してよいのかは疑問である。

鷹戸の戸数を改めて確認すると、職員令に定められていないが、大宝令制下の様子を反映する官員令別記(9)によれば、品部としての鷹養戸は倭（大和）、河内、津（摂津）に合計一七戸が分布していたという。大宝令制下では、主鷹司という名称ではなく、放鷹司という名称であったことが知られ、鷹戸は鷹養戸とも表記されていた。放鷹司が養老五年にいったん停止され、鷹戸は公戸に編入されたが、神龜三年に鷹戸一〇戸を再設置している(10)。官員令別記の一七戸といい、神龜三年の一〇戸といい、戸数があまりに少ないように感じるのである。

鷹・犬を調習することが鷹戸の役割であるから、鷹戸が鷹を調習していただけでなく、犬も調習していた可能性はあるが、鷹戸が鷹や犬の餌を調達していたか否かということが重要であろう。鷹や犬を飼育する際、餌を与えていたのは言うまでもないが、餌

の調達まで鷹戸が担っていたのかは定かではない。鷹戸が鷹を飼育調教するだけでなく、犬を飼育調教するほか、鷹の餌を調達して用意する業務も担ったと考えられてきたのは、私たちが文献史料を読む中で、そう考えざるを得なかったためである。

しかし、犬の餌に関しては、天平年間の筑後国正税帳、周防国正税帳⁽¹¹⁾にみえる。これらの正税帳には、大宰府が都へ貢上するための鷹と犬を筑後国で飼育調教したときに供給した食料、御鷹部領使を派遣して都へ鷹・犬を運ばせたときに供給した食料に関して、正税から支出した記録がある。出発地の筑後国は、「貢上鷹養人」および「貢上犬」に対して数か月ほど食糧を支給していた。経過地の周防国は御鷹部領使の一行(鷹を運ぶ人であった「持鷹」を含む)に対して食糧・酒・塩を支給しており、「御犬」に対しても「食糧」を支給していた(犬別に二把を支給している)。食糧・酒・塩は人間の食料であるから、食糧も炊いて犬の餌としていたのであろう。

なお、犬飼が御鷹部領使に随行したものとされるが、犬飼への食料支給は正税帳に書かれていない。鷹の餌についても、正税帳に書かれていない。犬飼の食料、鷹の餌に関しては、正税から支出していなかったわけである。犬飼の食料や鷹の餌の財源は不明というほかないが、鷹の餌に関しては、少なくとも、生きた鳥獣を用意しておいて、そのまま与えたり、または解体して切り整えた穴を餌として与えたりしなければならぬ。人間が飼育中の

鷹に代わって、餌となる鳥獣を調達したり、それをさばいて整えた穴を与えたりすることが必要であるから、鷹養人以外に餌を調達する人々が、筑後国等の太宰府管内諸国、周防国等の山陽道諸国にも存在していたと考えなければ、鷹の貢進制度が成り立たず、理解し難いといえる。

そのようななか、地方諸国の餌の調達体制についてはまだ判明していないが、都城内の餌の調達体制についてうかがうに足る資料がある。文献史料以外の考古資料として、奈良期の平城京内の鷹の餌の調達体制を推察できるような出土遺物が見つかっている。平城京内の遺跡の出土遺物から、平城京内では左右京職が鷹の餌の調達に関与していたことが明らかになっている。森公章氏は、平城京跡の二条大路の南北の溝から出土した二条大路木簡の中に、左京職や右京職が他の官司へ鼠などを進上したことを示している。木簡が多数含まれていたことに注目され、左右京職が所管の坊令を通じて鼠などを捕獲して集め、他の官司へ進上していたと推測された⁽¹²⁾。二条大路木簡に記載された餌の種類は、鼠・馬(馬突)・鶏・雀であり、『新修鷹経』に所見する鷹の餌の種類⁽¹³⁾と符合していると指摘されている。左右京職が鼠などを進上した官司とは、同じ二条大路木簡の中に含まれていた別の木簡に散見する「鷹所」であり、「鷹所」は主鷹司(放鷹司)の一部署であったと解釈されている。森氏は、左右京職による鼠の調達について詳しく考察され、平城京内の「貧乏之徒」救済策として位置づけ、

坊令を通じて功銭を支給し、各坊の「貧乏之徒」を鼠捕獲の仕事に従事させていたと推測されている⁽¹⁴⁾。

二条大路木簡という名称は出土場所の道路に基づく総称であるため、その性格を容易に推定し難い。二条大路木簡は、聖武天皇・光明皇后に関係する木簡、藤原麻呂に関係する木簡に大別されるということであったが、その後、もう少し整理が進み、皇后宮に関係する木簡、藤原麻呂家政機関に関係する木簡、兵衛府・中衛府に関係する木簡が混在した木簡群とまとめられている。左右京職の官人が鼠などを供給した先が「鷹所」であった可能性は高いが、「鷹所」が主鷹司の一部署であるのか、または、皇后宮、兵衛府・中衛府、藤原麻呂家政機関のいずれに関係するのかも、まだ断定するには至らないということかもしれない⁽¹⁵⁾。「鷹所」の性格とその位置づけについては、木簡の整理状況次第で再考の余地もあるようだが、森氏によって明らかにされた、左右京職が鷹の餌の調達に関わっていたこと自体は疑いがないものと思われる。

しかし、少なくとも、「馬宀」に関しては、左右京職の功銭支給による「貧乏之徒」救済策と異なった調達ルートを想定することが必要ではないかと思う。森氏は、鷹の餌の調達に関する木簡に記載された餌の種類のうち、最も多く見つかった鼠に注目されていたが、同じ木簡には、鼠以外に、雀、馬宀、鶏なども記載されていた。馬や鶏は鼠や雀と異なって、平城京内で飼育されていた可能性が高いと考えられる。平城京内に野生の馬は生息していな

いであろうから、官司や私家で飼育されていた馬が斃れて解体処理したときに取得した宀を、鷹の餌として調達したものと思われる。鶏についても、飼育されていたもののうち、必要な数を餌として調達したと考えるのが妥当である⁽¹⁶⁾。左右京職による馬や鶏の調達は注目される事柄であり、左右京職がいわゆる餌取の業務に関連するとともに、その管理下で馬の解体処理、鶏の飼育などに関与する人々を差配していたことがうかがえるのである。

馬の宀の調達体制について、もう少し拘ってみたい。官の馬牛の死骸の解体処理に関しては、都城の域内に限らず、全国的な決まり事があった。厩牧令官馬牛条⁽¹⁷⁾に規定されているように、官の馬牛が斃れた場合、その皮、脳、角、胆、牛黄を取ることになっていた。馬牛の皮は皮革製品を作るときの材料である。脳は馬の脳であり、皮を鞣すための材料である。角は牛の角である。細工の材料であろうか。胆は胆嚢であろう。牛の胆嚢の中には牛黄（胆石）を含んでいる場合があった。胆汁や牛黄は薬の原料である。牛や馬の皮、脳、角、胆、牛黄は利用価値があったわけである。宀はこの条文にみえないが、厩牧令因公事条⁽¹⁸⁾では、公事で官私馬牛を用いて斃れた場合、皮・宀は所在官司（馬牛が斃れた場所を管轄する官司）が出売し、その代価を本司（馬牛が所属した地の国郡司）に納めること、としていた。馬・牛の皮・宀は所在の官司が出売することになっていたから、平城京内や平安京内の路上などで馬牛が斃れた場合は、左京では左京職、右京

では右京職が所在の官司となる。左京職や右京職が馬牛の皮・宐を売却する場所として注目されるのは、東西の市であろう。左京職や右京職の下級官司として東西の市を所管する東西の市司があった。平城京の時代よりも後の平安京の時代に下ると、東市司が所管していた東市には、生きた馬を扱う馬廄があり、西市司が所管していた西市には、生きた牛を扱う牛廄があったようだが⁽¹⁹⁾、皮や宐なども東西の市で売買されていたことが推測できる。

左右京職は、京内の路上などで馬が斃れると、その馬を解体処理して取得した宐の一部を鷹の餌として充てていたのであろう。馬の宐を鷹の餌として充てた分量は、飼育されていた鷹の数によって変わってくるが、一度に多くの分量を取得できたとしても、長期的に保存できない。馬の宐の進上の頻度は、鼠の進上の頻度に比べると低く、二条大路木簡の餌進上木簡による限り、ごく稀であった⁽²⁰⁾。馬の解体処理の機会はそう多くなかったと解すべきであろう。しかも、馬の解体処理の過程では、鷹の餌として充てる分量の宐を先に取得するが、必要な分だけを取り去ったと思われるので、宐の残りを出売していた可能性がある。

京職による鷹の餌の調達体制について考えてみたときに、功銭支給に基づいて貧民層が鼠を捕獲する調達ルートのほか、馬や鶏などの飼育されているものを調達するルートがあったことは疑いないとすると、平安初期以降の史料に現われる餌取の存在に注目することが必要である。

四、平安京の餌取と主鷹司・檢非違使

餌取という名称の存在が、確実に認められるのは平安初期以降の史料である。平安初期には、犬飼と一緒に兵部省主鷹司に所属していた餌取、檢非違使の取締りの下で鷹の飼育許可を受けた皇族や官人の家に配置されていた餌取、平安後期の史料では、檢非違使が平安京近郊の寺院に充てた餌取の存在が知られている。今のところ、三種類の餌取が確認されていることになろう。平安初期の左右京職の配下に餌取の存在は確認されていないため、まず主鷹司に所属していた餌取と、檢非違使の取締りの下で鷹の飼育許可を受けた皇族や官人の家に配置されていた餌取が所見する史料に注目してみたい。

『類聚三代格』卷二十・断罪贖銅事、承和元年十二月二十二日太政官符⁽²¹⁾によると、平安初期の承和元年ごろに、左京職が所管の市司（東市司）の訴えを受け、太政官に対して、次の事態への対処を申上した。

太政官符

応^丙勘^下移補^二左右近衛左右兵衛^一市廄百姓^上及決乙^乙罰主殿主鷹織部等寮司駈使并犬飼餌取等^甲事

右得^二左京職解^一僞、市司解僞、件等百姓多任^二衛府^一、恒住^二市辺^一、強買不^レ止、毆冤無^レ絶、又主殿主鷹織部等寮司雑色

駈使、悪行既甚、冒_二陵官人_一、因_レ茲市塵荒廢、公事難_レ堪、望請、衛府移_二送本府_一、以從_二解却_一、自余雑色更不_レ經_二本司_一隨_レ犯決罰、然則暴乱永絶、市塵安_レ業者、右大臣宣、依_レ請、右京亦宜_レ准_レ此、

承和元年十二月廿二日

市司(東市司)の訴えの内容は、「補左右近衛左右兵衛市塵百姓」が日常的に東市の辺りに住み、東市で「強買」を行い、「毆冤」を働き、「主殿主鷹織部等寮司駈使并犬飼餌取等」は悪行甚だしく、市司の官人を罵る有様であつたという。太政官は「補左右近衛左右兵衛市塵百姓」を衛府が本府に移送して解却し、後者の「主殿主鷹織部等寮司駈使并犬飼餌取等」は本司を経ずに随犯決罰せよと沙汰している。「右京」(右京職)もまた左京職に准ずるべきであると命じた。

後者の「主殿主鷹織部等寮司駈使并犬飼餌取等」は、まとめて「主殿主鷹織部等寮司雑色駈使」と呼ばれ、または「自余雑色」とも呼ばれており、彼らの中に主鷹司の犬飼・餌取が含まれていたことは注目される。「強買」は「補左右近衛左右兵衛市塵百姓」の所業として告発されているが、「主殿主鷹織部等寮司駈使并犬飼餌取等」もまた、東西の市に日常的に出入りしていたことは確かであり、職務上必要な物品を調達していたのであろう。主鷹司の犬飼、餌取は、東西の市を通じて、馬の宍などの必要な餌の不足分を調達していたことが想像されるのである。その逆に、東西の

市に対して馬の宍などを供給して、主鷹司の犬飼、餌取が必要とする物資の需要を満たした者たちについては、主鷹司の犬飼、餌取とは異なつた集団を想定しなければならない⁽²²⁾。

次に、検非違使の取締りの下で鷹の飼育許可を受けた皇族や官人の家に配置されていた餌取が所見する史料である。貞観十七年撰進の検非違使式は、平安京内を中心に警察的な業務を担う検非違使の職務内容について定めている。検非違使式の逸文に「請_二鷹官符_一家々行_二餌取_一者、三位以上各二人、四位以下各一人」とあるように、「鷹官符」を受けた家々で餌取を行う者の人数を定めており、三位以上の場合各二人、四位以下の場合各一人である、という条文であつた⁽²³⁾。

「鷹官符」とは、鷹の飼育許可を証明した太政官符のことを意味する。太政官から「鷹官符」を受けることができた皇族・官人の範囲は変遷があり、大同年間には、鷹を飼育する皇族や官人の範囲を、親王、觀察使以上(参議以上と同義)、六衛府次官以上と定めていたが、実際はその範囲よりも広がつたようである⁽²⁴⁾。そのうちの鷹の飼育を許可された者に対して、太政官が鷹の飼育許可を証明した太政官符を渡すことになつていた。そのような太政官符を「鷹官符」と呼んでいたのである。鷹の飼育を許可された皇族や官人の家々では、「鷹官符」を受け取つたうえで、鷹を飼育するために必要な餌取を行う者を配置したわけである。三位以上の場合には餌取二人、四位以下の場合には餌取一人として人数の差

を設けているのは、三位以上は四位以下よりも多くの鷹の飼育を許可されたことが反映しているとみてよい。餌取を行う者の人数規制は、検非違使の取締りの対象となっていた。

主鷹司に所属していた餌取と、検非違使の取締りの下で鷹の飼育許可を受けた皇族や官人の家々に配置されていた餌取との関係が注目される。後者の餌取は、「鷹官符」を受けた皇族や官人の家で独自に雇われた人々であった可能性はあるものの、ここでは検非違使が「鷹官符」を受けた家々に対して、餌取を行う者を配分した可能性もあることを指摘したい。

検非違使式の撰進年代は、ちょうど貞観二年の主鷹司廃止以降にあたるため、もともと主鷹司に所属していた貞観二年に失職した餌取の一部を検非違使が引き取り、鷹の飼育許可を受けた皇族や官人に対して割り当てたと考えることもできるが、鷹の飼育許可は主鷹司廃止以前から続いていた制度であり、主鷹司廃止以前にさかのぼって考えると、単純に主鷹司の餌取の一部を引き取ったと考えるのは難しいのではないかと思う。主鷹司に所属する餌取とは別になっていて、しかも主鷹司の餌取や検非違使の餌取と密接な関係をもった母集団が、主鷹司廃止以前から存在していたと仮定するのが最も無理がないように思う。ここでは、このような母集団について、仮に餌取の母集団と呼んでおきたい。餌取の母集団を構成する者たちは、主鷹司に所属したり、鷹の飼育を許可された皇族や官人の家々に割り当てられたりすると、主に、鷹

の飼育に必要な鳥獣の宍を調達する仕事に従事していたと考えるのである。主鷹司の餌取の人数は不明であるが、鷹の飼育許可を受けた皇族や官人の家々には餌取が二人または一人、という配分であったから、彼らが各家の鷹の飼育に必要な鳥獣の宍を調達する際、平安京とその近郊において自ら鳥獣を集めるだけでなく、平安京内の市を介して、馬の宍などの不足分を調達していたことも推測できる。母集団の餌取たちが鳥獣を捕獲したり、鳥獣の死骸を解体して取得した部位を供給したりするほか、それぞれの配属先の餌取たちもまた、自ら確保し得た馬・牛の皮・宍や鳥獣を同じ市に供給して融通し合っていたと考えることもできよう。市で馬・牛の宍や他の鳥獣を売る者たちが活動していたとすると、左右京職とのかかわりや、餌取の母集団の活動を理解し易い。奈良期の平城京内の餌の調達に左右京職が関わっていたということからみても、平安初期以降は、左右京職に代わって検非違使が平安京内の餌の調達に深く関わるようになったと思われる、左右京職の管理下から検非違使の管理下へ移りつつあった餌取の母集団の存在を想定することで、奈良期から平安期への餌の調達体制の推移を考察する手掛かりになると思うのである。

ここで餌取の母集団を想定しようとする、もう一つの理由としては、平安京内の右京の小路の一つが恵止利小路（餌取小路）と呼ばれていたことも思い起こされる²⁵。恵止利小路（餌取小路）という名称がいつごろから使用されていたのかは定かでなく、根

拠として弱いものだが、その名称の由来を考えてみると、餌取と関係していたことは明らかである。恵止利小路（餌取小路）の名称の由来となった餌取を、主鷹司の餌取と考えるのが一般的であるが、餌取の母集団と考えることもできると思う。餌取の母集団が平安初期に平安京内の恵止利小路（餌取小路）沿いに集住していたとすると、喜田氏の仮説が参考になるだろうか。喜田氏は、

平安初期に主鷹司の餌取が平安京内に集住しており、貞観二年の主鷹司廃止以降、本職を失ったと解している。貞観二年に本職を失った餌取の一部が平安京の餌取小路の辺りから流れ出て、平安京南郊の桂川の河原沿いの石原・佐比の辺りに集住していた放牧・葬送に従事する者たちと合流した、とする仮説である⁽²⁶⁾。

喜田氏は検非違使と餌取の關係に触れていないけれども、貞観年間に一部の皇族や官人が鷹の飼育を許可されており、検非違使の取締りの下で各家において餌取を配置していたため、貞観年間の平安京内で餌取の仕事が全く無くなったわけではない。とはいえ、主鷹司の廃止により、餌取の大きな需要が減少したことは明らかであるから、主鷹司の廃止を契機として、餌取の母集団の一部が平安京内から平安京の近郊に移住したものと考えられなくはない。

この推測と関係する背景としては、平安京の検非違使の活動の範囲が拡大していたことがある。検非違使が平安初期に平安京内を中心として活動していたが、その活動の範囲は承和年間の平安京外の追捕の許可以降、次第に平安京外へ拡大していた。この変化は、

貞観年間以降に餌取の母集団の一部が平安京の近郊へ移住した動向に対処しやすい状況であった。餌取の母集団の一部が平安京の近郊へ移住したとすると、移住箇所は、桂川の河原に限らない河川沿いの場所であり、平安京近郊の各所であったとみるべきかもしれない。

主鷹司に所属していた餌取や、検非違使の取締りの下で鷹の飼育許可を受けた皇族や官人の家々に配置されていた餌取の背後に、餌取の母集団を想定しつつ、平安初期以降の餌取の動向を推察するうえで参考となるのが、先に取り上げた十一世紀前半の日記『左経記』の記事にみえる「河原人等」の存在や、十一世紀に検非違使が平安京近郊の寺院に充てた餌取の存在である。

中世の検非違使の活動について詳細な研究を展開された丹生谷哲一氏は、平安期の検非違使が平安京・洛中のけがれを掃き清める役割を担っていたと仮定して様々な史料を博搜し、検非違使の支配下でけがれを清める役割を実質的に担う、河原人などの存在に注目されていた⁽²⁷⁾。検非違使が河原人などを支配していた証拠として、『醍醐雜事記』巻十四にみえる文書目録に「検非違使庁下文一通二枚（餌取付寺家事、承暦四年六月十四日）」とあるように、検非違使庁が下文を醍醐寺へ差し出し、餌取二人を醍醐寺に付したという記事を掲げている⁽²⁸⁾。醍醐寺では放鷹のために鷹を飼育していた証拠がないため、検非違使が醍醐寺に餌取二人を充てるとするのは不審であるが、検非違使が餌取と呼んでいた二

人は、醍醐寺から清目（きよめ）と呼ばれていた人々である。清目二人の職務は、『醍醐雜事記』巻九によると、鷹の餌の進上ではなく、障泥の上納、草履（裏无）の上納、行事の日の清掃、長尾宮御輿路造り、などであった²⁹。障泥（あおり）は、泥はねを避けるための皮製の馬具であり、牛馬の解体処理によって得られた皮を材料として製作したものと推測されている。

丹生谷氏が考察された『醍醐雜事記』の記述によると、醍醐寺は、検非違使から派遣された餌取二人を、清目と称していたわけで、同じ二人を検非違使は餌取と呼び、醍醐寺は清目と呼んでいたことになり、別々の呼称で呼んでいたのである。この事例は、検非違使の餌取と醍醐寺の清目の関係を証明するものであるとともに、餌取と呼び、清目と呼ぶものの実体が同一であったことを示している。検非違使が餌取と呼び、醍醐寺が清目と呼んでいた者たちの実体は、十世紀から十一世紀にかけてのけがれ観の肥大化に伴って被差別の対象となりつつあった、河原者（河原人）などと同様の人々である、という指摘が示唆に富んでいる³⁰。

検非違使は、平安中後期の平安京とその近郊において、牛馬の死骸の解体処理、皮革の製造、清掃などに従事する人々の支配に關係していたことがわかるが、平安初期の平安京において主鷹司に所属していた餌取、検非違使の取締りの下で「鷹官符」を受けた皇族や官人の家に配置されていた餌取、平安中後期の平安京の近郊において検非違使が醍醐寺に充てた餌取を比較すると、統一

された餌取の像を結びにくいようである。しかし、これらの餌取が餌取の母集団を背景としている者たちであったと仮定すると、十一世紀の史料に散見する河原人などのつながりを意識することになり、多様な餌取の相互関係について考える手掛かりを導くことができると思う。

検非違使と餌取と河原人のかかわりを梃子に、最初に取り上げた『今昔物語集』の餌取法師往生説話を振り返ると、もう少し深く読み解けるだろう。平安京北郊の北山に住んでいた法師が、餌取の取り残しの馬牛の肉をもらっていたということを、平安京内と近郊との交流という視点から読み解くのである。鎮西の餌取法師の場合は、地方社会の人里とその近傍との交流という観点である。『今昔物語集』の編者が北山や鎮西の法師を餌取法師と表記したことは、おそらく理由があり、山間部に住んでいた法師が人里に降りてきて、餌取の取り残しの肉をもらうだけではなく、餌取の取り残しの肉をもらう見返りに、餌取の業務を手伝っていると考えられていたことの反映であったといえるのではないだろうか。餌取たちが馬牛の死骸を解体して必要な部位を取り去った後、法師たちは、餌取の取り残しの部位で利用価値のある骨をもらう代わりに、残りの不要な部位を運び出して廃棄したり、解体場所を清掃したりする仕事の手伝いに従事していたということである。そればかりではなく、餌取法師たちがもともと北山や鎮西の山間部で猟師を生業としていたなら、猪や鹿などの獲物の解体処理の

技術を身につけていたはずであり、その技術を馬牛の解体処理に転用することは自然の成り行きであろう。法師たち自身の言葉を信じると、法師たちは信仰上の悩みを抱えていたから、馬牛の宍の残りを取得してただけであるが、彼らの言葉とは裏腹に、馬牛の死骸の解体処理の作業に関与することがあった、と読み取ることのできるであろう。このように、『今昔物語集』の編者によって考えられていたために、法師たち自身が餌取ではないと述べているのにもかかわらず、あえて餌取法師という呼称で書かれていた、と解釈する余地がある。平安京内とその近郊で餌取と呼ばれていた人々は、餌取の馬牛の解体処理に依存する法師たちと関係り合って共存していたのであり、そのためにまとめて餌取と呼ばれながら多様な餌取の像が生まれたことがうかがえるのである。

『今昔物語集』の餌取法師往生説話にみえる餌取法師と餌取の関係については、餌取法師が餌取の業務を手伝う者であったと解釈すると、この解釈を補うような史料があった。餌取法師往生説話に関連して取り上げた、『左経記』の「河原人等」に関する記事が想起される。この記事によると、右衛門権佐頼任朝臣（彼は検非違使でもある）が召し出して牛黄を差し出させた「河原人」は、一人であったかのように書かれているが、牛の解体処理の作業に従事していた際は「河原人等」と書かれているように、「河原人」一人ではなく、複数の人が従事していた。「河原人等」を複数の「河原人」と解する場合、牛黄を取得した中心的な「河原人」は一人

であったかもしれないが、彼の作業を手伝って何らかの取り分にとらうとした人々の存在を推知することができる。そのような人々の存在もまた、一括りに「河原人」と呼ばれていたのであろう。『左経記』にみえる「河原人等」の様態は、『今昔物語集』の餌取法師往生説話にみえる餌取と餌取法師の関係を理解するため参考にできるものである³¹。

もう一つ考えるべき問題としては、このような平安中後期の河原人などの馬牛の解体処理の業務が、奈良期の平城京において京職の管理下で鷹の餌の調達を担った人々の業務と少しだけ重なっており、比較的近い内容であったといえることである。鷹の餌を調達する餌取の業務を手掛かりに、職能的な役割を期待された人々の生業として馬牛の解体処理を視野に入れると、馬牛の解体処理を担った餌取の母集団について考えることになり、餌取の母集団とのつながりをもつようになった河原人などの存在を見据えることができそうである。

しかし、平城京で左右京職の管理下にあつて鷹の餌の調達を担った人々のすべてが、平安初期の平安京内の餌取の母集団や、平安中後期の河原人などのように、職能的な集団として把握されていたと考えることは難しい。また、平城京の左右京職の管理下にあつて鷹の餌の調達を担った人々の一部が、職能的な集団として把握されていたとしても、そのまま長岡京、続いて平安京へ移転して、餌取や清目、河原人などと呼ばれた集団へ受け継がれたと

認めるには、こうした推移を考える材料がまだまだ足りないように感じる。これまでの社会史・部落史の成果をはじめ、中世史や古代史の成果を突き合わせて史料を読み直すことによって、奈良期から平安期にかけての都市部とその周辺の実相を改めて検討する糸口をつかめるのではないかと考える³²⁾。

【註】

- (1) 拙稿「日本古代の放鷹の技術と形象に関する覚書―仁徳紀、家持歌、靈異記から―」(『八洲学園大学紀要』第一二号、二〇一六年)、拙稿「日本古代の放鷹の技術と形象に関する覚書(その二)―大和物語、江談抄、今昔物語集から―」(『八洲学園大学紀要』第一三三号、二〇一七年)。拙稿「日本古代の放鷹の技術と形象に関する覚書(その三)―大鏡から―」(『八洲学園大学紀要』第一四号、二〇一八年)。
- (2) 平林盛得「餌取法師往生説話の形成」(同『聖と説話の史的研究』、吉川弘文館、一九八一年。初出は一九六八年)。
- (3) 永藤靖「殺生と肉食」(同『古代仏教説話の方法』、三弥井書店、二〇〇三年。初出は二〇〇二年)。
- (4) 『大日本国法華験記』巻中・第七五(『日本思想大系 往生伝・法華験記』)。
- (5) 『今昔物語集』巻十五・北山餌取法師往生語第二十七(新編日本古典文学全集)。一部の漢字を通用字体で代替した箇

所や、漢字を仮名にひらいた箇所もある。

- (6) 『左経記』長和五年正月二日条(増補史料大成)。
- (7) 『塵袋』第五・人倫(正宗敦夫編纂校訂『塵袋』上、日本古典全集刊行会、一九三四年)。
- (8) 職員令 29 主鷹司条(『日本思想大系 律令』)、『令集解』職員令主鷹司条(新訂増補国史大系。以下同じ)も参照。
- (9) 『令集解』職員令主鷹司条集解古記所引の別記。
- (10) 『続日本紀』養老五年七月庚午条、神龜三年八月壬戌条(新訂増補国史大系)。
- (11) 天平十年筑後国正税帳、天平十年周防国正税帳(『大日本古文書巻之二』)。
- (12) 森公章「二条大路木簡中の鼠進上木簡寸考」(『日本歴史』六一五号、一九九九年八月。後に同『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、所収)。
- (13) 『新修鷹経』巻中(群書類従・鷹部)の「養鷹法」に「凡調肥者、以馬豕菟鼠雞雉穴一哺之」と記されている。
- (14) かつて拙著では、二条大路木簡中の諸門諸所の勤務に係する木簡に記載された人々の氏が、「鷹所」の木簡に記載された人々の氏が多くと共通することに注目して、「鷹所」の木簡に記載された人々は、「鷹所」に勤務する鷹飼であり、もともと兵衛府関係者であったと考え、「鷹所」の性格に関しても、主鷹司の一部署ではなく、兵衛府関係の部署であ

ったと推測した(拙著『日本古代養鷹の研究』、思文閣出版、二〇〇四年を参照)。二条大路の近傍で「鷹所」を含む諸門諸所を構えた区画の性格についての問題は、依然として残っている。

(15) 注(12) 論文では、「貧乏之徒」の実像については、栄原永遠男氏の所論に依拠しており、地方諸国から都市へ流入した民と推定されている。栄原永遠男『奈良時代流通経済史の研究』(塙書房、一九九二年)も参照。

(16) 注(12) 論文では、平城京内の坊令が小子に功銭を支払って槐花の採集を命じていたことが読み取れる木簡をヒントに、京職が坊令を介して貧民層、とりわけ孤児に鼠の捕獲を命じていたと推測されている。しかし、現在公開されている鼠などの進上木簡では、坊令の姓名が書かれた事例はないようであり、疑問に感じるところである。京職の官人が坊令を介さずに、鼠などの捕獲や進上を命じる相手が存在していた可能性も残っていると思う。または、坊令を介して鼠などを集めたとしても、鼠などの進上木簡にみられる鼠の進上の頻度が高かったことから、一定数の人々が鼠を日常的に飼育していて必要な時に供給したほうが効率的であったように思う。平城京内の鼠の飼育を示す史料を見つけることはできていないため、ここではまだ、様々な可能性を考える余地があることを指摘するにとどめたい。

(17) 厩牧令 26 官馬牛条(『日本思想大系 律令』。以下同じ)。

(18) 厩牧令 27 因公事条。

(19) 『延喜式』卷第四十二・東西市司(新訂増補国史大系)には、東市と西市の塵(店舗)の種類がまとめられている。

(20) 注(12) 論文の「鼠進上木簡の整理」表によれば、京職による物品の進上を示す木簡のうち、物品の名称が全く読みとれない木簡を除くと、鼠が多く、特に鼠のみを進上した例が一四例ほどであり、圧倒的に多い。鼠以外の種類をみると、鼠と鼠以外の種類を一緒に進上した例ばかりになる。ちなみに、馬の穴が鼠と一緒に進上された木簡は二例、鶏が鼠と一緒に進上された木簡は二例、雀が鼠と一緒に進上された木簡は四例である。

(21) 『類聚三代格』卷二十・断罪贖銅事、承和元年十二月二十日太政官符(新訂増補国史大系。以下同じ)。

(22) 中村修也『日本古代商業史の研究』(思文閣出版、二〇〇五年)の第七章によると、承和元年十二月二十二日太政官符を取り上げ、古代の官人が市塵を持って商業行為を行っていたことを考察されている。前者の衛府関係者は市塵の辺りに居住していたので、その解釈に当てはまりそうだが、後者の「自余雑色」に関して言えば、彼らが市塵を持っていたということまでは読み取れないと思う。「自余雑色」とつながりの深い人々が市塵を持っていて、「自余雑色」

はその市塵に出入りしていたということもあり得る。

- (23) 『政事要略』卷七十・糺弾雑事・鷹鷲事所引の検非違使式逸文(新訂増補国史大系)。また、和田英松編『国書逸文』(国書刊行会、一九四〇年。新訂増補版は国書逸文研究会編、一九九五年)には、検非違使式の逸文が集成されている。

- (24) 『類聚三代格』卷十九・禁制事、大同三年九月二十三日太政官符。

- (25) 拾芥抄附図の西京図(『新訂増補故実叢書 禁秘抄考証・拾芥抄』)。

- (26) 喜田貞吉「エタ源流考」(同『被差別部落とは何か』、河出書房新社、二〇〇八年、所収。初出は一九一九年)。

- (27) 丹生谷哲一『検非違使』(平凡社、一九八六年)のⅢ章。

- (28) 『醍醐雑事記』卷十四(中島俊司編『醍醐雑事記』、醍醐寺、一九七三年。以下同じ)。

- (29) 『醍醐雑事記』卷九。

- (30) 但し、注(26)著書の中では、犬飼、餌取を主鷹司の品部と解しておられたが、犬飼、餌取がもともと品部として位置付けられていたということは、本文で述べた通り、簡単には言い切れないと考える。

- (31) 『延喜式』卷第三・臨時祭によると、鴨御祖社の南辺において、鴨御祖社の四至の外であったとしても、「濫僧屠

者」が居住することを禁じた条文がある。鴨御祖社の南辺とは、平安京の北郊から東郊へ流れる鴨川と高野川の合流点あたりの河原を指している。「濫僧屠者」は、「濫僧」と「屠者」を並べていると解してよいと思うが、両者の住処を区別し難かったと考えるのが妥当である。「濫僧」と「屠者」は同じ河原に住みつき、お互いに近傍で生活していたことが注目される。「濫僧」は、平安中後期以降に平安京とその近郊で開催された濫僧供の対象であり、世俗の生業を営んでいたが、或る時に僧形となって、信仰上の悩みを抱えつつ、それでもなお肉食妻帯の生活を送っていた者たちであろう。「濫僧」の居住場所を『今昔物語集』の餌取法師たちと比べると、河原と山間部で異なるものの、生活のあり方は通じ合っていたのではないかと思う。「屠者」は、『和名類聚抄』人倫部の「屠児」(これは恵止利と訓じる)と同様に、鳥獣の捕獲・殺生や馬牛の死骸の解体処理を請け負い、その作業に伴って取得できた皮・宍などの販売を生業として営んでいた者たちであり、餌取の業務とかかわりの深い存在であろう。「濫僧」と「屠者」は同じ河原で生活していて、つながりが深く、「濫僧」の食物獲得が「屠者」の生業に依存していた可能性が高いと考える。十三世紀後半の辞書『塵袋』のキヨメとエタの語源に関する記事では、エタの語源として餌取を取り上げており、エタ、キヨメ、

ラウソウ（濫僧）、非人、カタヒ・乞食、屠者（トシヤと訓じる）は人交わりもせぬ者たちであると一括りに説明されており、相互の関係性について詳しく説いていない。少なくとも、「濫僧」と「屠者」の関係性は、「屠者」が鳥獸の殺生・解体や馬牛の皮革製造の場所を確保するために河原に住みつき、「濫僧」が食物獲得のために河原に寄り付いたという、河原を介して結ばれた関係性であったと考えられるから、そのような十把一絡げの説明の仕方につながっていくのだろう。また、鴨川や高野川の河原沿いに住んでいた河原人などは、『今昔物語集』の北山餌取法師説話とかわりの深いことが察せられる。たとえば、『今昔物語集』の北山餌取法師説話にみえる餌取法師が実際に存在し得たと仮定するとき、餌取法師が馬牛の肉をもらうために関わった餌取たちの所在地について考えてみると、説話で明らかにされていないが、餌取法師が北山の山間部から出て向かうのが容易な里は、山間部を発して南方へ流れ下る鴨川や高野川の河原沿いの地域に近い。もし北山の餌取法師が実在し得た場合は、平安京の西郊から南郊へ流れている桂川に沿って住んでいた河原人などとのつながりを作るよりも、鴨川や高野川の河原沿いに住んでいた河原人などとのつながりを作るように思われる。北山餌取法師説話の原話が叡山の僧侶たちによる創作であったとするなら、平安京

(32)

とその北郊の背景を踏まえて創作したものと考えられる。
原田信男「中世における殺生観の展開」『国立歴史民俗博物館研究報告 第六一集』（国立歴史民俗博物館、一九九五年）によると、古代に馬牛の肉は広く食されていたが、次第に馬牛の殺生を忌む考え方が普及しつつあり、平安期以降、馬肉を食することは人間の身体に良くないという考え方があったことを指摘されている。しかし、奈良期の平安京では馬の宍を鷹の餌としていたことや、平安期の平安京とその近郊の貧民層の間では馬牛の宍が生活の資となっていたことからすると、鷹の餌の利用としての側面や貧民層の生活の資としての側面が平城京や平安京の都市生活の実情であった。馬肉が人間の身体に良くないという考え方の根拠は不明であるが、馬牛の殺生を忌む考え方が普及するとともに、鷹の餌の利用としての側面や、貧民層の生活の資としての側面を忌むように変容していったと考えることができるように思う。

（受理日…二〇一九年三月二五日）